

「南越雜話」(四) — 翻刻と現代語訳 —

「南越雜話」輪読会

一 「南越雜話」上巻—翻刻と現代語訳— (承前)

上巻—第四五話

一 土屋権之丞ト云侍、鷺谷治部左衛門ヲ討テ立退タリ、鷺谷カ子ニ、
段之丞トテ未タ母ノ襦袢むすびヲ不出ハ、母心ヲツクシテ養育シ、漸ク
十歳ニモ及シカバ、母段之丞ニ云ケルハ、汝カ父ハ土屋権之丞ニ
討レ玉ヒ、権之丞ハ立去シガ、今遠国ニ存命オカラハテ有ト聞ク、君父ノ
仇ニハ共ニ不戴天ト云ヘバ、汝父ノ志ヲ継ギ、仇ヲ報ゼヨト教訓
シケレバ、段之丞復讐フクシツノ心胆ニメイジテ、夫ヨリ師ヲ求テ昼夜武
芸ヲ鍛練シ、或ハ夜深山幽谷ニ入りテ心ヲタメシ、漸ク心身堅固
ニ至リシカバ、十六歳ノ時、仇ヲ報ント志シケレトモ、幼少ノ時
ノ事ナレバ、敵ノ面ヲモ見知ラズ、故ニ旧識ノ人ニ尋ネ問テ、絵

図ニアラワシ、物色シテ懐中シ、父ノ召仕タル志ノ家来一人アリ
テ、段之丞ニ從ヒ古主ノ仇ヲ報ン事ヲ願シ故、是ヲ伴ヒ、虚無僧
ノ姿トナリ、権之丞大坂ニ在ル由ヲ伝聞テ、彼所ニ至リテ覘ウカヒ求
レトモ、夫トヲボシキ人ニモグリ合ズ、便ニ付テ尋レバ、近頃江
戸ニ趣シ由聞、定テ、直グニ江戸ニ趣キ、数日尋レトモ不合所、
或時乗物町ヲ通りシニ、マサシク敵ト覚シキ者、トアル店ニ見ヘ
ケレバ、小影ニ立ヨリ、召連タル家来ニモ問ヒ、兼テ懐中シタル
人相書ニサウヂヲ出シテ合セ見ルニ、疑モナキ敵権之丞ニテ有シカバ、是
コソ天ノ与ル処ト、再ヒ彼所ニ至リ、汝権之丞ニテハナキカ、是
コソ鷺谷治部左衛門子段之丞ト云者也ト辞ヲカクレバ、サスガニ
覚アル身ナレバ、権之丞立アガリ、汝小セガレ推參也ト、切テ
カ、ル、土屋ハ大兵ト云、覚アル者ナレバ、良久ク勝負不付処、
段之丞八年來ノ心掛ト云、必死ヲ極メシ事ナレバ、ナジカハヒル
ムベキ、大ケサニ切ハナシケレバ、所ノ者モ折合テ子細ヲ尋レバ、

件ノ様子ヲ詳ラカニ語り意氣自若タルヤウスナレバ、人々感稱シ、早速町奉行所ニ達シケルニ、庁所ニ呼迎ヘラレ、様子ヲ尋ラル、ニ、応対流ル、如クニテ、年頃ニモ不似合様子ナレバ、殊ニ憐ミアリテ、久シク勞リ置レ、直ニ召仕ルベキトノ事ナレトモ、子細アリテ終ニ出家トナリシトゾ、人ハ志ニテ老若功不功ニモ不可依事ト云ヘルモ断リカナ、段之丞幼若ノ身トシテ、母ノ一言ヲ深ク憤リ思テ、昼夜仇ヲ復セン事ヲ心掛シ故ニ、終ニ志ヲ遂ゲ名ヲ揚ルモノ也、都テ武士ハ幼少ヨリ格別ノモノゾカシ、是トハ品カワレトモ、古ヘ或町家ニ狐ノ付タル者アリテ、医療祈念手ヲ尽セトモ其験ナキニ、或人ノ云ヘルハ、如此病人ハ、必背中ニハレタル処アリテ、其所ニ狐ノ入タルモノ也、ソコヲ刃ニテ突ケハ、狐退クモノ也ト云ニヨリ、サラバ其通りニセントテ、大勢寄合、押ヘテ突ントスレバ、手ヲク、リ抜ケ出テ突得サルヲ、側ニ二十三歳ナル武士ノ子見物シテ居タルガ、ツク、ト見テ、我ニ突セヨト云ヘバ、皆々我々年長ケタル者サヘ不突得ニ、何トテ幼少ノ身トシテ突レンヤト云ヘトモ、達テ突ント云シ故、サラバ突玉ヘト刃ヲ与ヘケレバ、彼ノ高キ処ヲ押ヘテ刃ヲ振上突ントスレバ、病人大ニ驚キ誤リタリ、追付退ント云ヘバ、已ニ不退バ只今突殺ト責ケレバ、押付退ベシトテ、忽チシヅマリシトゾ、人々不審ニ思ヒ尋レバ、始ノ人々ハ押ヘタル手ヲクツロゲテ脇ヨリ突ントセシ故、其クツロギタル所ヨリ抜ケ出タルニ、其子ハ押ヘタル手ノ上ヨリ突ントセシ故、其キザシ徹シテ右ノ通りナルトゾ、古ヘ三州ニテ、姥狐トテ人ノ手ニ持タル物ヲ奪事アリシニ、大久保氏ノ持

タル物ハ奪フ事能サリシモ同シ理ナリ、誠ニ武士ハ幼少ヨリ其志格別ニ可有事、サレハ農工商ハ天下ノ重宝トシテ、而モ平生力ヲ勞スルニ、士ハ何ノナス事ナクシテ、三民ノ上ニ居テ人ニ貴マル、事、是全ク志ノ勝ル、故也、然ルニ、武家ニ生レナガラ、幼少ヨリ徒ラニ日ヲ送り、我家ノ可励武道ニモ心ヲ置ズ、学問ノ道ニモ心ヲ不用、遊芸ヲ好ミ、酒宴遊興殺生ニ日ヲ空フスルハ、三民ニモ劣リタル事也、三民ニ於テサヘ、幼少ヨリ夫々ノ職分ヲシリ、其作業ヲ勉ルハ、士ヨリモ尚可崇事也、人ハ其身ノ器用不器用ニモヨラズ、只志サヘアラバ其道ニモ可入事ナレバ、只志ノ定向ヲ可為要事也

〔校訂〕

①存命テ↓⑤存命テ ①刃ニテ突ハ↓⑤刃ニテ突ケハ ①皆々年長ケタル者サヘ↓⑤皆々我々年長ケタル者サヘ ①酒宴遊興殺生ニ日ヲ空スル↓⑤酒宴遊興殺生ニ日ヲ空フスル

〔注釈〕

○土屋権之丞・鷲谷治部左衛門…ともに給帳類にはみあたらない。『福井県の伝説』（福井県鯖江女子師範学校郷土研究部、一九三六年）には、「少年の仇討（手寄下町）」と題して「勝見の乗国寺に『円花頓入居士』と記された墓がある。この居士の俗名を鷲谷段之丞といふ」とする書き出しで、この逸話が収載される（結末はやや異なる）。○共ニ不戴天…共にこの世に生きることを拒絶することで、深い怒りや恨みを感じる相手についていう。「不俱戴天（くぶたいてん）」は「礼記―曲礼上」による。○物色…容貌によって大勢の中からその人を捜すこと。○乗物町…江戸。現在の千代田区神田地域から中央区日本橋地域。○推参…無礼なるまいをすること。ま

た、そのさま。なまいき。○大兵：弓を引く力が強いこと。また、その人。○大ケサ：刀などで袈裟がけに人を斬ること。○労り：（いたわり）人のほねおりをねぎらうこと。○追付：おつけ。すぐに。直ちに。○大久保氏ノ持タル物：「むかし、ある老婆が手拭を持たせて、老婆が声をかけると手拭が消えてしまった。大久保彦左衛門という者が、絶対取られないといいながら老婆に挑んだところ、老婆は、手拭を取る時にこの男は手を一緒に切ろうとしているので、取らないといった」（「婆々狐」喜多村筠庭「嬉遊笑覧」『日本随筆大成別巻9巻』怪異・妖怪伝承データベース 国際日本文化センターによる）。

【現代語訳】

土屋権之丞という侍が、鷲谷治部左衛門を殺害して逃亡した。鷲谷の子は段之丞といって、まだおしめも取れない幼さであったので、母は心をつくして養育し、ようやく一〇歳になった時、段之丞にいったのは、「おまえの父は、土屋権之丞に討れなされた。権之丞は逃げ去り、今は遠国に生きながらえていると聞く。『君父の仇（あだ、讐）は俱に天を戴かず』という。おまえは父の志を継いで仇を報いよ」と教えさせた。

段之丞は復讐を胆に銘じて、それより師を求めて昼夜武芸に鍛練し、ある時には夜、深山幽谷に入つて心をためし、ようやく心身堅固になったので、一六歳の時仇を討とうと志した。だが幼少のことであつたので、敵の顔すら分からなかった。そこで旧識の人に尋ね聞いてそれを絵に表わし、懐に入れて似た者を捜し求めた。父が召し仕つていた家来の中に志のある者が一人いた。段之丞に従つてむかし仕えた主君の仇を報いようと願つたので、これを伴つて虚無僧の姿となり、権之丞が大坂にいと伝え聞き、かの地へ行つて捜しもとめた。しかし、それと思しき人にはめぐり合えず、手紙で尋ねたところ、近頃江戸に赴いたらしいと聞いた。すぐさま江戸に行つて、数日尋ねたが見つけられなかった。

ある時、乗物町を通りかかると、まさしく敵と思われる者がとある店に見えたので、小影に寄り、召連れた家来にも尋ね、以前から懐中に入れていた人相書を出して照合してみると、疑もない敵権之丞であつた。これこそ天の与えたところと、再びその店に行つて、「おまえは権之丞ではないか、我こそ鷲谷治部左衛門の子、段之丞という者だ」とことばをかければ、さすがに覚えのある身なので、権之丞は立あがつて、「おのれ小せがれ、生意氣な」と切りかかる。土屋は「大兵」という腕に覚のある者であつたので、長い時間勝負がつかなかったが、段之丞は年来の心掛けもあり、また必死を極めていたので、どうして怯んでいられようかと、袈裟がけに斬り放つた。在所の住人たちも集まつてきて子細を尋ねれば、これまでのことを詳しく語つた。その様子は落ち着つき少しの気持ちの乱れもみられなかつたので、人々は感心してほめたたえ、早速、町奉行所に知らせた。役所と呼び寄せられ様子を尋ねられると、その対応は流れるようにして、年頃にも不似合な様子だつた。このことがとりわけ同情をさそい、しばらくいたわり置かれ、ただちに召し仕わるべきとのことであつたが、事情があつてつい出家することになつたという。

人は志においては老若、功不功によらないことは、なんと道理であることか。段之丞は幼若の身にして、母の一言を深く憤り思ひ、昼夜仇を復すことに心掛けたからこそ、ついに志を遂げ、名をあげたのである。総じて武士は幼少より格別の者なのだ。

これとは事情は異なるが、昔ある町家に狐の憑いた者があつて、医療や祈祷など手をつくしたが効きめがなかつた。ある人のいうには、こうした病人は、必ず背中に腫れたところがあつて、そこに狐が入つたものである。そこを刃で突けば、狐は逃げ出すものだというので、そうならばその通りにしようということで、大勢で寄合ひ押えつけて突こうとしたが、狐は手をくぐり抜け出てしまい、突くことができなかつた。

側らに一、二、三歳の武士の子が見物していたが、じっと見ていて、自分に突かせよという。皆が我々年長の者でさえ突き得なかつたのに、どうして幼少の身で突くことができようかといつても、ぜひとも突こうというので、そうであるならば突きたまへと刃を与えてみると、その高く腫れているところを押さえ、刃を振り上げて突こうとした。病人は非常に驚き謝った。そのうち逃げていくだろうといえ、すっかり出ていかなければ今すぐ突殺すと責められた。すると、すぐに退散しようといつてたちまち鎮まつたという。人々が不審に思つて尋ねると、最初に人々は押えた手を緩めて脇から突こうとしたので、その緩んだところから狐が抜け出てしまった。その子は押さえた手の上から突こうとしたので、その兆しが徹していて右のようになつたという。

昔、三河において、姥狐といつて、人の手に持っている物を奪うことがあつたが、大久保（彦左衛門）氏の持つている物は奪うことができなかつたこともまた同じ道理である。

まことに武士は幼少よりその志において格別であるべきだ。それゆえ農工商は天下の重宝として、なお平生から苦勞するが、侍は何のなすこともなくして三民の上において人に責ばれること、これは全く志が優るゆえである。

ところが、武家に生れながら、幼少より徒らに日を送り、我家の励むべき武道にも心をかけず、学問の道にも心を用いず、遊芸を好み、酒宴・遊興・殺生に日を空しうするのは、三民にも劣ることである。三民においてさえ、幼少より夫々の職分を知り、その作業に努めることは、士からもやはり尊敬すべきことである。人はその身の器用、不器用によらず、ただ志さえあればその道にも入ることができのだから、ただその志の定まり方を要とすべきである。

（柳沢美美子）

上巻―第四六話

一古ヨリ使番ナドスル人ハ、万事ニ心得可有事ナリ、其主意ヲヨク心得テ、能ク主意ヲ達スル時ハ、入組タル事ニテモ左ノミ勞スル事モ有マジキ事カ、使四方不恥君命ト云ヘバ、和漢トモニ同シ事可成、大坂冬御陣後、御互ニ御誓約ノ御判元見セニ遣ハサル、ニ、定テ老功ノ人ヲ遣ハサルベキト思シニ、案ノ外ニ関東ヨリハ板倉内膳于時十九歳ヲ遣ハサレシニ、御誓紙ノ宛所アテ如何ト、秀頼公問セラ
ル、ニ、板倉一分ノ了簡ヲ以テ、関東將軍家ト望シトゾ、駿府ニ於テモ此事不仰付ラレ、故ニ内膳罷歸ル迄ハ、昼夜御苦勞ニ思召レシニ、右ノ様子聞召、殊ノ外ノ御機嫌ナリシトゾ、大坂ヨリハ、木村長門守二十五歳越レケルニ、御前ニ召出サレタル時、天下ノ諸侯イラカラ并ベタル中へ、少シモ臆スル気色ナク、御前近ク罷出、御手元ヲ伺ヒ居タルニ、御年寄セラレ、御氣血メグラズトノ上意ナレバ、深ク遊サレ候ト申上ル、一言ニテ主意ヲ達スル、智勇備リタル様子感セヌ人コソナカリシ、又、秀吉公逝去ノ後、前田利長卿、久シク在国ニテ上洛ナカリシカバ、上方筋ニテハ叛逆ノ由、巷説頻リナレバ、早速上洛有ベシトノ御倅促ナレトモ、兎角シテ果サレザレバ、左アラバ御退治可有トテ、北国御出陣ノ御支度アル由加州へ聞ケレバ、利長卿大ニ駭キ玉ヒ、横山山城守ニ書簡ヲ差添、申ワケノタメ大坂ニ差上ラレシカバ、山城守ヲ御前ニ召出サレ、此度其方ヲ差上シタルハ、何用ゾトノ上意ナレバ、山城守謹テ、段々ノ口上ヲ申上、書簡ヲ差上ケレバ、聞召テ、度々倅

促ヲ請ナガラ、兎ヤ角ト上洛セザルハ叛逆ニ紛レナケレバ、彼是ノ申分ケハ皆空言也、押付馬ヲ向ルノ条、罷帰リ利長ニ此段申セトノ上意ナレバ、山城守承リ、段々ノ申分御聞届無之不及是非候、セメテ利長差上候書簡ヲ御覽下サレ候ヤウニト申セバ、ソコニテ書簡ヲ御取上御覽遊バサレ、起請文ハトノ上意ナリ、其時、山城守謹テ申上ルハ、太閤御在世ノ内ヨリ、天下ノ諸大名数通ノ起請文ヲ差上置候処、夫ヲ御疑ヒ遊サレ、反古ニナリ候ハ、只今百千枚ノ起請文ヲ差上候トモ、皆反古ニテ候ト申上ケレバ、然ラハ老母芳春院ヲ人質トシテ、関東ヘ可差下ヤトノ上意ナレバ、山城守其段ハ、利長利政兄弟ノ心底ニ可有候ヘバ、只今臣トシテハ難申上候ト申セバ、漸ク御疑モ解ケ、然ラバ罷帰リ、利長ニ此由申セヨトノ上意ナリトゾ、誠ニ諸侯列ヲト、ノヘ魏々堂々タル中ニテ、山城守ガヤウス、褒又人コソナカリケレ、又大坂御陣ノ時、松平利隆侯、同忠継侯ノ備ヲ救ハレザルトテ、大御所様御怒リ遊レシカバ、番大膳罷出、段々ノ申分ケ仕ル故、漸ク御聞届アリテ、然ラバ以後ヲ慎候ヘトノ上意ナレバ、大膳サシウツムキテ兎角ノ御請申サリシカバ、御側ヨリ大膳如何存ルト申ケレバ、ソコニテ大膳謹テ申上ルハ、此度利隆ニ於テ、少シモ誤リ無候ヘバ、以後ヲ慎候ヘトノ、上意ハ、難奉畏由、申セバ、其時御辞モ和ラキテ、御疑ヒハレタルトゾ、或ハ関ケ原御陣ノトキ、御先手福島正則侯ヲ始メ、サシタル働モナキヲ御疑ヒアリテ、村越茂介ヲ御使ニ遣ハサレタル類、何モ使スル人ノ手本トモ可成事也

〔校訂〕

①入組タル事モ↓⑤入組タル事ニテモ ①老巧ノ人ヲ遣ワサルト↓⑤老巧ノ人ヲ遣ワサルベキト ①兎角シテ果サレバ↓⑤兎角シテ果サレザレバ
①空言↓⑤空言 ①大閤↓⑤太閤

〔注釈〕

○使番：戦時は軍陣中を巡回・視察し、伝令の役をはたし、平時には諸国に出張して、遠国の役人の能否の監察等をする役。○使四方不恥君命：論語の一節「使於四方不辱君命」（四方に使いして君命を辱めざる）。○板倉内膳：板倉重昌。一五八八〜一六三八。板倉勝重の三男。後に三河国深溝で一万一八〇〇石を領する。島原の乱で戦死。寛政重修家譜では天正一六年（一五八八）生まれとし、それによるならば大坂冬の陣当時は二六歳となる。○木村長門守：木村重成。？〜一六一五。大坂夏の陣で討ち死に。年齢については諸説がある。○イラカ：頭の意。○一分：一身の面目。○氣血：人体の生氣と血液。○前田利長：一五六二〜一六一四。前田利家の嫡男で加賀藩第二代藩主。○横山山城守：横山長知。一五六八〜一六四六。父の代より前田氏に仕え、加賀藩重臣となる。元和元年（一六一五）に山城守に叙せられる。○芳春院：一五四七〜一六一七。本名まつ。前田利家室で利長・利政をはじめ、一人を生んだとされる。○利政：一五七八〜一六三三。前田利長の弟。慶長三年に能登国を譲られ、七尾城主となる。関ヶ原の戦いの後領地を没収され、剃髪して京都に隠棲した（『寛政重修諸家譜』）。○松平利隆：池田利隆。一五八四〜一六一六。池田輝政の長男。母は中川清秀の娘（寛政重修諸家譜）。○松平忠継：池田忠継。一五九九〜一六一五。池田輝政の次男。母は徳川家康の娘（寛政重修諸家譜）。○番大善：番氏明。生没年不詳。池田氏の重臣。○村越茂介：村越直吉。一五六二〜一六一四。幼少時より家康に仕える。本文にある関ヶ原の戦いのときに家康の使者として福島正則等を督戦したことは有名だが、その他

にも池田輝政が亡くなった時に安藤対馬守と播磨国の国政を監督した（寛政重修諸家譜）。

〔現代語訳〕

昔より使番をする人は、万事に心得のあるものである。その主の意をよく心得て、よく主の意を理解した時は、難しいこともそれほど苦労しないことだ。主君の命令で他国へ使いに行った時に、主君の名譽を傷つけるようなことなく立派に振舞うということは、日本でも中国でも同じことだ。

大坂冬の陣の後に、お互いの御誓約の判元見届けに使わされるのは、このようなときは熟練の人が遣わされると思っていたが、思いのほか関東よりは板倉内膳（このとき一九歳）が遣わされた。誓紙の宛先をどなたにしたらいいかと、秀頼公が問われたところ、板倉は自分の考えで、関東將軍家と答えたとのことだ。駿府（家康公）もこのことを命じてなかったため、内膳が戻るまでは、昼夜となく心配に思われていたが、右の様子を聞かれて、ことのほかにご機嫌になられた。大坂よりは木村長門（二五歳）が遣わされ、家康公の御前に召し出された。天下の諸候が頭を並べている中で、少しも臆している様子なく、御前近くにまかり出て、手元をうかがっていた。家康公が「年をとって気血がめぐらない」との仰せなので、「もう少し深くされたら」と申し上げた。一言で主旨を理解する、智勇ともに備えている様子に感心しない人はいなかった。

また、秀吉公が亡くなられた後、前田利長卿は、久しく在国して上洛していなかった。上方では叛逆ではないかと、世間でしきりに噂されていた。早速上洛せよと催促したけれども、あれやこれやと上洛しなかったのだ、そのような事であれば征伐すると、北国へ出陣の支度をしていることが加賀へ聞こえてきた。利長卿は大いに驚かれて、横山山城守に書簡を預けて、申し訳のため大坂へのぼらせた。山城守を御前に召し出されて、「このたびお前を差し向けたのは何の用だ」と仰せられたところ、山城守は謹

んで、次第の口上を申し上げ、書簡を家康公に差し上げた。それらを聞かれて、「たびたびの催促を受けながら、あれやこれやといって上洛しないのは叛逆であることはまちがいないことだ。これまでの言い分はみな嘘である。やがて軍勢をむかわせるので、まかり帰って利長にこのことを伝えよ」との仰せであった。山城守は承って、「次第の申し分が聞き届けてもらえなかったのは仕方ないことではありますが、せめて利長が差し上げた書簡を見てください」と申ししたところ、そこで書簡を取り上げてご覧になれば、「起請文は」との仰せであった。そのとき山城守が謹んで申し上げたのは、「太閤が生きていらっしゃったときから、天下の諸大名は数通の起請文を差し上げていますが、それらを疑われて反古にされています。いまさら一〇〇枚、一〇〇枚の起請文を差し上げても、皆反古にされてしまうことでしょう」と申し上げた。それならば「老母芳春院を人質として関東へ差し下せ」との仰せに、山城守はそのことについては、「利長・利政兄弟の心底にあることなので、今すぐ私が返事をするのは難しい」と申ししたところ、ようやく疑いを解かれて、「それならば戻って、利長にこのことを申せ」との仰せでした。誠に諸候が列している中での、山城守の様子は、褒めぬ人がないほどであった。

また、大坂の陣の時、池田利隆侯が、池田忠継侯の隊を助けなかったと、大御所様がお怒りになられた。番大膳が罷り出て、次第の申し訳をしたので、ようやくお聞き届けあって、「それならば以後慎め」との仰せであった。大膳はさしうつむいて兎角お請け申さなかったのだ、側近から「大膳、どのように思っているのか」と申しした。そこで大膳が申し上げたのは、「このたび利隆については少しも誤りがなかったのに、以後慎めとの上意は御請け奉りがない」と申しした。その時お言葉もやわらいで、お疑いは晴れたとのことだった。

或いは関ヶ原の陣のとき、先手の福島正則侯をはじめ、それほどの働き

をしなかつたのを疑い、村越茂介を使者として使わされたときの事など、いづれも使いをする人の手本とするべきことである。

(九千房英之)

上巻―第四七話

一福島左衛門太夫正則、領国ノ仕置悪ク、第一城普請ミタリニセラ
ル、御咎メニヨリ、安芸周防両国召上ラレタルトキ、国元ヘノ通
路ヲトメラレ、大坂ニ番船ヲ差置レシニ、在江戸ノ士ノ内ニ上月
八郎左衛門ト云者、急キ江戸ヲ出テ、日夜ノワカチナク、大坂ニ
至リシカトモ、舟ヲ出サレバ、上月陳シテ云ケルハ、某ハ御用
アリテ御番船ヘ行者也ト断ケレバ、舟ヲ出シタルニ、中途ニテ俄
ニ芸州ノ方ヘ舟ヲヤレト云ヘトモ、舟子トモ、御制禁ナレバ同心
セサレバ、上月大ニ怒リ、己レ芸州ヘ舟ヲヤラズハ、今切テ捨ル
ゾト、大ノ眼ニ角ヲ立テ白眼ニラミツメタル勢ヒ、サナガラ阿修羅王ノ
如クニテ、樊噲カ鴻門ニテ怒レル有サマモカクヤト思バカリナレ
バ、水主トモ、トテモノガルベキニアラネバ、暫クモ生延ンコソ、
芸州サシテ漕行ケバ、急キ陸ニ馳上リ、直チニ登城シテ、各家中
ノ諸士ヲ集メ、江戸ノ様子ヲ告シカバ、流石ノ正則ノ家中故、上
下志ヲ一ニシテ、城ニ登リテ上使ノ来ルヲ待ケルニ、程ナク安藤
対馬守、加藤左馬介ヲ始トシテ、城受取トシテ向ハレケレバ、城
中ヨリ使者ヲシテ申ケルハ、当城御受取可有由、御大義ニ候、併
主人ノ墨付ナクテハ渡シ申マジク候条、強テ御受取アラントナラ

バ、御手柄ニ任セラルベシト云捨テ帰リヌ、城中ノヤウス、専ラ
籠城ト見ヘシ故、諸將城ヲ取巻テ委細ニ江戸表ヘ言上アリシカバ、
御評議ノ上、正則ヘ仰出サル、ハ、家中ノ者トモ、其方墨付ナク
テハ城ヲ渡スマジキ由、近頃神妙ニ候、然レトモ、只今天下ノ御
威光ヲ以テ、忽チ御成敗可有ハ、イト安ク候、併家来トモハ其方
ヘ対シ忠節ノ志ヲ立ル処ニ、其方存ヲ以テ、家中ノ者トモ捨殺ニ
可致ヤトノ事ナレバ、正則承リ、感涙ヲ流シ、委細恐入候、墨付
可指越条、此上ハ家来トモ退城ノ後、奉公御構モ有マジキヤト伺
レシカバ、其段少モ御カマイナキ段、仰出サル、ニ依テ、早速墨
付ヲ遣シ、カバ、早速城ヲ渡シテ退散シケルニ、境ヲ出ザル内ニ
家中ノ諸士悉ク諸家ヘ招カレシトゾ

〔校訂〕

①白眼ミツメタル↓⑤白眼ニラミツメタル ①北上↓⑤此上

〔注釈〕

○福島左衛門太夫正則：一五六一―一六二四。幼時より豊臣秀吉に仕え、
数々の武功をあげ天正一二年に従五位の下左衛門尉に任官したことから左
衛門大夫と称した。関ヶ原の戦いの後、戦功で安芸・備後で四九万石を与
えられる。元和五年（一六一九）に広島城を無届で修築したこと咎で信
濃川中島四万五〇〇〇石に転封された。○仕置：采配すること。○通路：
連絡を取る。○上月八郎左衛門：諱は景治。「光通給帳」に四〇〇石と
ある。「諸士先祖之記」では父の代より福島正則に仕え、福島家が改易にな
り、諸家へ預けられた後、忠昌により召出されるとある。○断ル：事情を
説明する。○舟子：船乗りのこと。○樊噲ガ鴻門デ：中国の楚漢戦争の時

に「鴻門の会」で劉邦の臣樊噲が主を救うために乱入して項羽をにらみつけたとされる。○安藤対馬守：安藤重信。一五五七―一六二一。彦十郎、五郎左衛門尉と称し、対馬守に任ぜられる。安藤帯刀直次の弟で、福島正則改易の時に広島に赴いて差配した功で、上野国高崎に五万六〇〇〇石を与えられている。○加藤左馬介：加藤嘉明。一五六三―一六三一。豊臣秀吉の家臣として仕え、賤ヶ岳の戦いでは福島正則等と並んで活躍している。秀吉没後は徳川家康に接近し、関ヶ原・大坂の陣で徳川方に参戦している。福島正則転封の時には広島城接収に赴いている。最後は会津若松で四〇万石を与えられている。○御手柄：功名。○神妙：感心なこと、けなげなこと。

〔現代語訳〕

福島正則は、領国の統治が良くなく、第一に城の普請を勝手にした御咎めによって、安芸・周防両国を召し上げられた。そのとき国元への連絡を止められ、大坂に幕府の番船をとどめ置かれた。

江戸にいた士の内に、上月八郎左衛門という者が、急ぎ江戸を出て、昼夜の区別なく、大坂に着いた。しかし舟を出さなかつたので、上月が偽って「某は御用があつて番船へ行くものだ」と説明した。舟を出したところ、途中で俄かに「芸州の方へ舟を向かわせろ」といった。船乗りたちは御制禁なので、同心しなかつた。上月は大いに怒り、「おのれ、芸州へ舟を向かわせないのなら、この場で切つて捨てるぞ」と、大の眼に角を立てて、睨み付ける勢いは、さながら阿修羅王のようで、樊噲が鴻門で怒つた様子もこの様だと思われた。船乗りたちもとても逃れることはできないと、仮にも生き延びればこそと、芸州に向かい漕ぎ行つた。

着いたところ急ぎ陸に馳せ上がり、直ちに登城して、各家中の諸士を集めて江戸の様子を告げた。流石に正則の家中なので、上下志を一つにして、城に登り、上使が来るのを待っていた。程なく安藤対馬守、加藤左馬介をはじめとして、城を受け取るため、向かつてきたので、城中から使者を出

して申したところは、「当城を受取るのこと、御大儀なことだ。だが主人の墨付がなくては、お渡しいたすことはできない。強いてお受取をしようとすれば、功名にしてください」と言い捨てて帰った。

城中の様子は籠城すると見えたので、諸将は城を取巻いて、委細を江戸へ言上した。御評議の上、正則へ仰せいだされたのは、「家中の者どもは、其の方（正則）の墨付がなくては城を明け渡さないとのこと、近頃では感心なことだ。しかしながら、今天下の威光を持つて、すぐにご成敗することとはとても簡単なことだ。だが家来どもは其の方に對し忠節の志を立てているのに、其の方の一存で、家中の者どもを捨て殺しにいたすのか」とのことだ。正則は承り、感涙を流し、「委細かたじけないことです。墨付を送りますが、此上家来どもが退城のあと、他家に奉公するのは構いませんか」と伺つたところ、「其のことは少しも問題ない」と仰せだつたので、早速墨付を遣わした。そうしたところ家臣たちはすみやかに城を明け渡して退散していき、国境を出ないうちに、家中の諸士は悉く諸家へ招かれていったとのことだ。

（九千房英之）

上巻―第四八話

一 丸岡ノ城受取ノトキ、分部氏ヨリ、先達テ、下村平馬ト云モノ、丸岡聞合カタダ、二、福井ニ来リシ、五月五日ニハ、土井甲斐守、分部隼人正、両将古市村ニ宿陣可有トテ、宿割アルニ、宿セマク、殊更分部氏ハ、在番ノ事ナレバ、舟橋村へ、少々宿陣アレヨト、土井氏ノ宿割ノ士、談シケルニ、平馬答ニハ、如此節、先ニ場所ヲ受ナガラ、大河ヲ隔テ、ノ宿陣ハ、難成トテ受ザリシトソ、偕、

其日ニ至リ、土井氏ノ人数押向ヒシニ、追分辺ニ、先手向テ城ヲ見カクルト、諸勢何トナク、騒立テ静ナラザレバ、甲斐侯、若年ナレトモ、其道ニ賢キ大将ニテ、何ノ貪着モナク、馬廻リ斗召連ラレ、行列ノ先へ出テ、一ノ先ヲ乘玉へハ、忽チ鎮マリシトゾ、往昔上杉景勝卿、押陣ノトキ、無実ノ騒キアルヲ、早クシツメ玉ヒシト、同シクシテ、衆ヲ使フ人ハ、此心得可有事也

〔注釈〕

○丸岡ノ城受取：元禄八年（一六九五）、家臣間の争いを契機に発生した丸岡藩の御家騒動によって、四代藩主本多重益が改易された丸岡騒動の後、有馬清純が越後糸魚川から入封するまでの間、幕府の命により土井利知と分部信政が丸岡城を受取つて在番した件（『福井県史 通史編三』）。○土井甲斐守：越前大野藩主土井利知。延宝元年（一六七三）生れ。天和三年（一六八三）六月二十九日、一一歳で遺領を継ぐ。元禄元年（一六八八）一〇月一五日従五位下甲斐守に叙任す。延享二年（一七四九）二月八日大野にて卒す。年七三（『寛政重修諸家譜』）。○分部隼人正：近江国大溝藩主分部信政。承応元年（一六五二）生れ。寛文七年（一六六七）嘉高養子となり、八月二十七日、一六歳で遺領を継ぐ。同年一二月二八日従五位下隼人正に叙任す。正徳四年（一七一四）一二月一八日大溝にて卒す。年六三（『寛政重修諸家譜』）。○古市村：現福井市古市町・古市一〜三丁目。慶長六年（一六〇一）九月九日付の結城秀康知行宛行状（山川家文書）では、高八七・四六石、正保郷帳では田方二一石余・畠方六五石余。九頭竜川の舟運と北陸街道の接点に位置（『日本歴史地名大系 福井県の地名』平凡社、一九八一年。以下『福井県の地名』）。○舟橋村：現福井市舟橋町・舟橋一〜二丁目。九頭竜川と北陸街道の交差する辺りの南岸に位置（『福井県の地名』）。○追分：現坂井市

丸岡町南横地。北横地に接するところに所在し、同所にて北陸街道から丸岡道が分岐する（『名蹟考』）。

〔現代語訳〕

丸岡城受け取りの時、分部氏の家中から、まえもつて、下村平馬という者が、丸岡城について問い合わせるついでに福井にやってきた。五月五日には、土井利知・分部信政の両大名が古市村に宿陣する予定とのこと、宿割をしていたところ、「古市村の宿はせまく、特に分部氏は丸岡城在番であるので、分部氏の人員は少し舟橋村の方に宿陣して下さい」と土井氏側の宿割担当の侍が提案してきた。しかし、下村平馬は、「今回のように、前もつて宿陣の場所を指定されているのに、九頭竜川の大川を隔てて宿陣することとはできない」と回答し、その提案を受け入れなかったという。

さて、城受け取りの当日に至って、土井氏の人員が丸岡城に向かい、追分辺りにいて、先陣の者たちが行く先の向こうに丸岡城を見かけると、諸勢はなんとなく騒ぎ立てはじめた。土井利知侯は若年であつたけれども、軍勢を率いることに通じた大将であつたようで、なんの迷いもなく馬廻りばかりを引き連れて前方に向かい、行列の一番先陣に乗り出されたので、諸勢はたちまち鎮まつたという。

土井利知のふるまひは、昔でいえば、上杉景勝卿が出陣したとき、なにげなく騒ぎとなつたところを、早々に鎮められたことと同じであつて、人数を多く召し使う人は、このような心得をもつことが必要なのである。

（長谷川裕子）

上巻―第四九話

一秀康公御代、福島正則侯、御見舞トシテ、越前ニ来、御城ニテ、種々

ノ御饗応アリ、退去ノ節、御礼トシテ、宿老中ヲ廻勤アリシトゾ、此時ノ事ナルカ、供ノ士ノ内、白鬼女川ヲ、騎馬ニテ越タル者アルヲ、正則侯見玉テ、大ニ怒リ、御要害ノ瀬ブミスルヤト、秀康公ノ御疑アランモ、迷惑也トテ、右ノ士ニ、切腹申付ラレシトゾ、又夫ヨリ年経テ後、前田侯、越前御通ノ事アリシニ、白鬼女川、舟ナド御馳走アリシニ、騎馬ニテ越玉フヨシ、御供ノ家老承リテ、諫メケルハ、第一他国ノ要害ノ浅深ヲ、伺ヒ玉フ、無礼ト云、殊ニ重テ御通アランニ、前田家ニハ、舟ヲ出シテモ、歩行越ニセラル、間、向後舟ハイラヌモノトテ、仮令満水ナリトモ、舟モ出サレズハ、如何遊バサルヘキヤト、申セシトゾ、其後ハ久シク、御通ノ事モ無之ニ、近年又、御通ノトキ、白鬼女川ヲ、騎馬ニテ越、湯尾峠ノ、險難ヲモ馬ニテ越ラレシヲ、健ナル大将カナト、褒メケルハ、世変リ、時移レバ、不穿鑿ニナリ果テ、彼国ニモ人ナキヤ、褒ムル人モ不案内ナル事ト云ベシ

〔注釈〕

○白鬼女川：北陸街道が日野川を渡河する唯一の渡しである白鬼女の渡（現鯖江市舟津町）を指す（『福井県の地名』）。○瀬ブミ：川の瀬の深さを、実際に足を踏み入れて測ること（『日本国語大辞典』）。○湯尾峠：現南条郡南越前町湯尾。湯尾から今庄へ通ずる北陸街道の峠で、三ヶ所山（二二四メートル）と八ヶ所山（三四〇メートル）との鞍部にあり、比高八〇メートル（福井県の地名）。

〔現代語訳〕

秀康公の御代に、秀康の越前入部のお見舞として、福島正則侯が越前に

来たため、御城において種々の饗応が催された。北庄城を退去する時、正則は御礼のために秀康の宿老たちのところに挨拶回りをしたということだ。この時のことであろうか、正則侯の御供の侍のなかに、白鬼女川を騎馬にて渡ろうとする者がいた。正則侯はこれをご覧になって大いに怒り、『領内の御要害の瀬踏みをするのか』と秀康公がお疑いになるのも申し訳ないことである』と云って、この侍に切腹をお命じになったという。

またそれより年を経て、前田利長侯が越前をお通りになった時に、白鬼女川では渡河用の舟などが準備されていたが、利長侯が騎馬で渡ろうとされていることに気づいた御供の家老が諫めて、『第一に、他国の要害の場所の浅深をお伺いになることは無礼なことといわれています。特に今後は、越前をお通りになることもあるのに、『前田家には舟を出しても使わず、歩行で川を越えられるので、今後舟を出す必要はない』と福井藩に認識されたいです。もし川が満水になったとき、福井藩が舟を出してくれなかったら、どうなさるおつもりですか』と申し上げたということだ。

その後しばらくは前田家が領内を通過することもなかったが、最近またお通りになった時、白鬼女川を騎馬にて越え、湯尾峠の険しい難所も馬に乗ったまま越えられた。その姿を、『立派な大将だなあ』と褒めたのは、世の中が変わり、時代が過ぎれば、昔からの習慣が廃れてなくなり果て、加賀国にも、ものを知る人がいなくなったからであろうか。褒めた人もその道に暗い、心得のない者であるというべきだろう。

（長谷川裕子）

上巻―第五〇話

一禍ハ口ヨリ出ルトテ、可慎ハ言語ナリ、九思一言トモ云ヘバ、君

子ノ上ニテモ同シ事也、高原ノ時、武功ノ老将モナクナリ、内藤帯刀侯、存生ナレバ、何レカ御老中へ、内藤ヲ招キテ、存寄(せんじり)ヲ聞候ヘトノ、上意ナレバ、招レシニ、堀田筑前侯モ、年若ナレバ、物語モ承度トテ、参ラレシニ、内藤氏、色々武篇ノ物語ノ内ニ、不図(ふと)堀田氏ニ向ヒ、足下(そつ)ニハ、御年若ニテ、御合点モマイルマジキトアルヲ、堀田氏、甚氣ニアタリタルニヤ、成程、某年若(それがし)ニテ、合点モ参マジク候、大坂ノ時、貴兄ニハ、イクツニ成玉フヤト、サシメニ問カケラレ、此一言ニ行当リテ、已ニ口論ニ及シニ、一座方ノ扱ニテ、無事ナリシトゾ、凡武道ハ、年功場数ハ可尊事ナレトモ、又敢テ老若ニモ不可依ナルニ、若ヲ侮リ、己カ功ニホコリ、人ニ奢リ、恥ムルハ可慎事ナレバ、武士ハ専ラ、礼讓ヲ表トスベキ事、詞モ至テ廉ナルハ、必害アルモノナレバ可慎事也、斯言ノ虧(かけ)タルハ、如何トモスベカラズト云リ

〔注釈〕

○九思一言：十分思慮をめぐらして一言いうこと。○内藤帯刀侯：内藤忠興。一五九二～一六七四。江戸時代前期の大名。大坂の陣に冬・夏ともに出陣した〔国史大辞典〕。大坂冬の陣開戦時（慶長一九年）、数えて二三歳。また高原の乱開戦時（寛永一四年）、数えて四六歳。○存寄：考え。○堀田筑前侯：堀田正俊。一六三四～一六八四。江戸時代前期の老中・大老。天和元年（一六八一）に下総国古河城主となった際、備中守から筑前守に改めた〔国史大辞典〕。内藤忠興との年の差は四二歳。○足下：あなた。対等もしくは、それ以下の相手に用いる。○サシメ：差目。うそいつわりなく、正直であること。また、そのさま。○虧：欠く。

〔現代語訳〕

「禍は、口より出る」といって、慎むべきは言葉である。「九思一言」ともいえば、君子のような上位の者であつても同じことである。

高原の乱の時、武功を立てた老将も亡くなり、しかし、内藤忠興侯が存命であつたので、誰か御老中へ「内藤を招いて、意見を聞きなさい」との上意があつたので、内藤氏が招かれたところ、堀田正俊侯も、若年だつたので、「物語をお伺いしたい」といって、参られた。すると、内藤氏はいろいろと武芸の物語をするうちに、ふと堀田氏に向い「あなたには、ご若年なのだから、お分かりになりますまい」という態度であるのを、堀田氏は甚だ気に障つてしまつたのであろう。「なるほど、某のような若輩者にては、分らないことでしょう。ところで、大坂の陣の時、貴兄は、おいくつでしたか」と、率直に問いかげられ、この一言に行き当たつて、もう少しで口論に及びそうになつたが、その場にいた人たちのとりなしで、無事であつたという。

およそ武道は、年功・場数は尊ぶべきことであるけれども、また、あえて老若にもよるべきではないことであるが、若を侮り、己の功に誇つて、人に奢り、人を恥かしめるのは慎むべきことなので、武士は専ら、礼讓を第一とすべきこと。言葉も至りてかどかどしくなるのは、必ず害あるものであるので、慎むべきことである。このように配慮が欠けてしまつては、どうしようもないことであるという。

（石川美咲）

上巻―第五一話

一往古ハ、取箆者トテ、或ハ人ヲアヤマリ、或ハ国ノ大禁ヲ犯シタ

ル者ナド、屋敷ニ取籠リ、家ニ籠ル者アリテ、是ヲ撃事、甚ムツカシキモノナリ、加藤肥後守殿家中ニテ、三人一所ニ取籠リタルヲ、近習ノ士、一人ニ討セラレシニ、一首ノ古歌ヲ以テ、教ヘ玉シニ、首尾ヨク討オ、セシトゾ、其歌ハ、

世ノ中ニヒトリト、マルモノナラバ若我カワト身ヲヤ頼マン又、仕者トテ、罪アル人ヲ、其宅へ、仕懸テ討取セ、又ハ、御前ニテノ、放討ナトモ多カリシ、何レモ別テ穿鑿可有事也、就中、仕者兩人ニ、被仰付事ナド、一入六ヶ鋪事ナレトモ、是モ助太刀、本太刀ノ心得アリテ、評判穿鑿モ、先太刀後太刀ヲ分ケ、第一志ヲ以テ、可称事也、木曾義仲ノ御内ニ、入善ノ小太郎、高橋ノ判官ト、組討シテ、已ニ入善組シカレタル処ヲ、入善カ叔父ノ、南保ノ五郎、助来リテ、討止シニ、互ニ首ヲ争シテ、木曾賞ヲ、午格ニ行レ、頸ヲ、南保ニ付ラル、事ナトハ、穿鑿可有事也、又池田庄三郎、柴田権六、相討ヲ譲リシヲ、丹羽五郎左衛門長秀ノ貰レシ事ナト、スグレタル事トモ也

〔注釈〕

○加藤肥後守殿：加藤清正。一五六二～一六一一。肥後熊本の大名。尾張国愛知郡中村（名古屋市）の生まれ。幼少時より秀吉に仕える。天正一六年（一五八八）、佐々成政の後を受け、肥後北東部半国（芦北郡を含む）の領主となり隈本（熊本）城主となった。領地高は約一九万五〇〇〇石（日本大百科全書）小学館、一九九四年）。○放討：死罪と決まった罪人等を拘留しないで、放任しておいて討ち取ること。拘留状態からいったん解放して、後で殺害させること。『甲陽軍鑑』（一七世紀初頭成立）に用例あり。

○穿鑿：深く考えること。吟味すること。○先太刀後太刀：数人で襲撃する時、最初に切りつけることを先太刀という。これに対して、先太刀に続いて切りつけることを後太刀という。○木曾義仲：源義仲。一一五四～一一八四。平安後期の武将。源義賢の次男。父が源義平に殺され、乳母の夫中原兼遠によって木曾山中で成長した。以仁王の令旨で挙兵し、北陸道を西上し、寿永二年（一一八三）に入京。朝日將軍の名を得たが、間もなく後白河法皇に反して、源範頼・義経の追討を受けて、近江粟津原で敗死した（『日本国語大辞典』）。○御内：中世、武家で譜代関係にある家臣。○組討：組み合せて争うこと。○入善ノ小太郎：『平家物語』巻七、『源平盛衰記』巻二九に木曾義仲に従い平氏を討った「越中国の住人入善の小太郎行重」の活躍が記される。入善氏は宮崎氏の一族で、宮崎党を構成する有力な氏族と考えられるが、史料上ほとんどその名を見出すことはできない。入善庄は、富山県下新川郡入善町にあった庄園。奈良東大寺領として大治年間（一一二六～三一）に立庄された（『日本歴史地名大系 富山県の地名』平凡社、一九九四年。以下『富山県の地名』）。○高橋ノ判官：長綱。平家の侍（『平家物語』巻七、『源平盛衰記』巻二九）。○南保ノ五郎：『源平盛衰記』に南保二郎家隆が出てくる。南保氏は、現下新川郡朝日町南保町の地にいた一族とみられる。加賀藩の地誌『越登賀三州志』に「新川郡南保に今猶故堡跡有り、若しくは家隆遺跡なるか」とある（『富山県の地名』）。○池田庄三郎：池田恒興。一五三六～一五八四。織豊期の武将。勝三郎といい、紀伊守を称し、入道して勝入と号した。天正一一年（一五八三）の賤ヶ岳の戦では豊臣秀吉方に与した（『国史大辞典』）。○柴田権六：柴田勝家。？～一五八三。織豊期の武将。尾張国愛知郡に生まれる。越前北ノ庄城主。本能寺の変後、豊臣秀吉と対立し、天正一一年四月、賤ヶ岳の戦で秀吉に敗れ、北ノ庄城で自害した。没年齢未詳（『国史大辞典』）。○丹羽五郎左衛門長秀：一五三五～八五。織豊期の武将。賤ヶ岳の戦では坂本より海津口

を固めて柴田勝家の南下を阻止し、さらに大軍を率いて追撃し、北ノ庄城へ追詰め勝家を自害させ、勝家に加担した佐久間盛政らを捕縛して秀吉の許へ送った。この功績により、越前・若狭領国に加賀半国（江沼・能見郡）が与えられ、北ノ庄城に入部した（『国史大辞典』）。

〔現代語訳〕

往古は、取筆者といつて、人を殺したり、国の大禁を犯したりした者などは、屋敷に引きこもり、そのような家に籠る者がいて、これを討つことは、非常に難しいことであった。

加藤清正殿の家中では、三人が一ヶ所に引きこもっていたのを、近習の武士一人に討たせられた時に、一首の古歌を引き合いにして、加藤殿は近習の武士にお教えなさった。そしてその武士は首尾よく討ち果たしたということだ。その歌は、次の通り。

世の中に 一人留まる者ならば もし我が側と 身をや頼まん
 (この世に一人とどまる者がいたとしたら、もしや自分ではないかと期待するだろう。)

またかつては、仕者として、罪ある人を、その邸宅へ仕懸けて討ち取り、または、主人の御前での放討ちなども多かった。いずれも特段よく考えるべきことである。その中でも特に、仕者を二人に、仰せ付けられる場合は、ひとしお判断が難しいことである。罪人を成敗することも助太刀、本太刀の心得があつてこそのことだから、是非を論じるのも、先太刀・後太刀を分けて考え、第一に志をもつて、称えるべきことである。

木曾義仲の御内に入善小太郎という者がいて、高橋判官と、組み合つて争い、すでに入善が押さえつけられてしまったところに、入善の叔父の南保五郎が助けに来て、高橋を打ち止めたところ、南保と入善が互に高橋の首を争つてしまった。すると木曾は論功行賞を、互角に行われ、首を、南保に与えられた。このことなどは、よくよく吟味すべきことである。

また池田恒興が、柴田勝家を、討つた手柄を譲つたのを、丹羽長秀が貰われたことなど、優れたことである。
 (石川美咲)

上巻―第五二話

一古へ福井御家中ニテ、或士、夜咄二行、夜更テ帰り、常二座鋪ニ住居セシ故、門内ノ路次口ヨリ入テ直ニ閑所へ行ケルニ、家来、目明キ合セテ、気早成モノナレバ、盜賊ト心得、雪隠ノ口ヘウカミヒ行テ、出ル所ヲ一討ニ仕舞タル事アリ、不運トハ云ナカラ、必竟、外ヨリ帰り、右ノ如キノ仕方ハ不遠慮、不穿鑿ノ仕方ナレバ可慎事也

〔注釈〕

○路次口：表門から玄関までの通路塀にある出入口。

〔現代語訳〕

むかし、福井の御家中で、ある武士が夜咄しに行き、夜が更けてから帰宅した。この武士は、常日頃は座敷の方に住まいしていたため、門内の路次口から入つて、直に便所へ行つた。家来がちよど目覚め、せっかち者だったため、盗賊だと思ひ込み、便所の入口へひそかに行つて、出てくる主人を一刀のもとに切り捨ててしまったことがあつた。

不運とは言いながらも、結局は外から帰つて来て、右のようなやり方では、将来を見通す深い思慮がなく、考えが足りない。過ちをおかさないう気を付けなければならない。

(長野栄俊)

上巻―第五三話

一御半知ノトキ、酒井玄蕃家来、木下五兵衛ト云者、夜話ノトギノ物語ニ、此間町筋ヲ見候ニ、何ヨリモ氣ノ毒ナルハ、御紋ノ付タル衣服・器物オビタ、シク売買ニ有之由申シケレバ、玄蕃ツク／＼ト聞、悉ク買取事ハ難成事ナレトモ、其方、明日一日人ヲ召連レ出テ、セメテ成タケ求来ルベシト申付シカバ、五兵衛畏リ、翌日早朝ヨリ出テ、店先ニ見ヘワタルモノ、金子二百両出シテ買来リ、其旨申達シ、カバ、一色モ不殘、悉ク焼捨シト也、世ノ常吝嗇ニシテ、貨殖ヲ好ム人ヨリ見レバ、不顯所ノ忠節、日ヲ同シテ論スヘキニ非ズ、此人、平生儉約ヲ専ラトシテ万事質素ナレトモ、武具兵器、分限ニ余リテ貯置、諸事ノ様子格別也。スベテ其頃迄ハ御家中モ諸事手輕ク、居宅モ床ノアル家ハ小身ノ士ニハ希ニテ、ネコタラシキ、或ハ江戸勤番ノ時モ人馬ハ分限ニ応シテ扶助シ、其余ハ至テ輕キ事ノ由、長谷川半右衛門ハ八百石ノ禄ニテ、乗下計ニテ往來シタルト云事ハ、古キ人ノ覺タル也、夫ヨリ前、戦国ノ時ハ云ニ及バス、予若年ノ時、東郷辺ニ九兵衛トテ七十余ノ老人アリテ語りケルガ、其身ノ父咄シタルトテ、長谷川藤五郎、東郷在城ノ時、十五万石ノ家中ナルニ、居宅ニ床ノ有ルハ津田某ト云家老ノ家一軒ナリ、スベテ平日ノ暮シモ、貯ヘタル事ハ少モナク、タトヘハ食物ナトモ時々ニ少ツ、求メ、味噌ナトモ悉ク糠ニテ、折々客来ノ時ナドハ少ツ、求メニ来リシハ、彼者ヨク覺タル由、如此ノ古風・質朴ノ噂ハ家兄ノ著セル鄙言茗語ニ詳ナレバ

爰ニ記サズ

〔注釈〕

○酒井玄蕃：諱は元知。高知席。「貞享三年御新規以來惣侍中拜知并御擬作被下帳」（松平文庫八九二号）の酒井丹下（玄蕃の子。重房）の項には「父玄蕃代八千五百石半知、但二千二百五十石与力知、千七百七十五石拜知ノ内減」とあることから、貞享の半知では知行八〇五〇石のうち、与力知二二五〇石全てと自分知五八〇〇石のうち一七五石が削減。その結果、知行は四〇二五石となった。○木下五兵衛：陪臣は給帳に名前が載らないが、明治期の人事記録「元陪臣」（松平文庫九二四号）に「酒井温元家来、木下才助」とあるのが、五兵衛の子孫か。○御紋：「御」の字がつき、後に「忠節」の表記があることから、藩主松平家の葵の紋を指すか。○一色：ひとしな。○日ヲ同ジクシテ、論ズベキニ非ズ：非常に大きな差違がある。くらべものにならない。○床：ここでは畳を指すか。○ネコタ：ねこだ。藁や縄で編んだ大形のむしろ。○乗下：のりした。荷を付けて運ぶ馬の鞍の下部。○長谷川半右衛門：歴代給帳に知行八〇〇石の長谷川半右衛門は見あたらず。「姓名録」には、明暦元年に召し出された長谷川半右衛門貞徳の家が載るも（元禄八年家督の二代目は半右衛門貞貴、子孫は三人扶持一八石（宗矩給帳）。○其身：自分自身。○長谷川藤五郎：？一五九四。天正一三年（一五八五）丹羽長重改易後、堀秀政が北庄に入部するまで北庄を管轄。その後、東郷慎山城主。足羽・大野・丹生・今立郡に所領があった。領知は天正一六年（一五八八）の推定で一二万六〇〇〇石、文禄三年には一〇万石（『福井市史 通史編1』福井市、一九九七年）。一五万石は誤りか。○家兄：実家の兄・明石慶弘。○鄙言茗語：『国書総目録』にはないが、『越前人物志』の「明石甚左衛門」の項に書名がみえる。典拠は同書所載「栢堂先生伝」（明和四年、村田氏春書）。

〔現代語訳〕

貞享三年（一六八六）の御半知の時、酒井玄蕃の家来で木下五兵衛という者が、夜話の伽の物語に「この間、町筋を見たところ、何よりも気の毒だったのは、松平家の御紋がついた衣服や器物が夥しく売買に出ていることだ」と申し上げた。すると玄蕃はじつと聞いたうえで「ことごとく買ひ取ることは難しいことだが、その方、明日一日人を召し連れ出て、せめてなるべく多くそれらを買ひ求めてこい」と申しつけた。五兵衛は謹んで命を受け、翌日の早朝から町筋に出て、店先一面に見えるものを金子二〇〇両出して買ってきた。その旨を主人の玄蕃に報告したところ、玄蕃は買ひ取った品物を一品残らずことごとく焼き捨ててしまった。

世間の常は吝嗇であり、貨殖を好む人からすれば、顕れない所での玄蕃の忠節とは非常に大きな隔たりがある。この玄蕃という人は、平生は儉約をひたすらし、万事において質素であるが、武具や兵器は分不相応に蓄え置き、諸事の様子は格別であった。

すべてにおいて、貞享の頃までは御家中でも諸事簡易に済ませていた。居室も畳のある家は小身の武士の家では稀であり、かわりに藁藉（ねこだ）を敷いていた。また江戸勤番の時も、人馬は分にに応じて藩が扶助し、そのほかは至って簡易であった。長谷川半右衛門は八〇〇石の給禄だが、乗下だけで往來したということは、むかしの人なら覚えていることだ。

貞享期よりさらに前、戦国の時は言うに及ばず、わたしが若年の時、東郷辺りに九兵衛という七〇余の老人があつて語るには、その者の父が咄したことだが、長谷川秀一が東郷在城の時は、一五万石の家中だったが、居室に床があつたのは、津田某という家老の家一軒だけだったという。

すべて普段の暮らしも、貯えるという事は少なく、例えば食物なども、その時々になんげ買ひ求め、味噌などもことごとく糠で、折々客が来る時などは、少しづつ買ひ求めにきたのは、彼の者がよく覚えていてという

ことだった。

このような古風、質朴の噂は、家兄の著した『鄙言名語』に詳しいので、ここにはこれ以上は記さない。

（長野栄俊）

上巻―第五四話

一 享保ノ頃、越州洪水ノ事アルニ、勝山近辺、妙見島村ニ、弥兵衛ト云豪夫アリ、同村ノ小百姓、水ニツカレタル故、幼ナキ子ヲ携ヘ来リ、コ、ニ置テ玉ハレト頼シ故、弥兵衛カ妻、預リ置タル処ニ、段々水弥兵衛ガ宅ニモツキ来リ、家内ニモ居難ク、又外ヘ立退クニ、幼少ノ子トモ兩人アリシカバ、一人ハ妻カ背ニ負ヒ、一人ハ手ヲ引、前ニ預リシ子ヲ抱テ退タルニ、途中ニテ水俄ニマシテ進退究リシカバ、彼女一人ニテ三人ノ子ヲ介抱スベキヤウナケレバ、我子ノ内一人ヲ捨、彼ノ預リタル子、無恙助ケシトゾ、水治リテ、弥兵衛此由聞テ甚喜ヒ、若預リタル子ヲ捨テ我子ヲ助ケハ、彼ノ預リタル子ノ父母ニ云ワケモナク、其方トテモ其通りニハナルマジキニ、能シタルトテ称美セシトゾ、実ニ夫婦トモニ、下賤ニハ稀ナル致方トテ、地頭ヨリモ賞賜アリシトゾ

〔注釈〕

○享保ノ頃、越州洪水ノ事：『福井県史年表』（福井県、一九九八年）によれば、六年七月一五日に福井藩領・丸岡藩領で大雨洪水、八年八月九日に丸岡藩領で洪水、二〇年六月二二日に福井藩領で風雨洪水があった。二〇

年の洪水については「国事叢記」にも「六月二十二日越前大風雨洪水。丹生郡之山中浦方ニ而者、山崩岩馳出、数多、家潰死人在之」とある。○妙見島村：妙金島村。勝山城の北西、九頭竜川の右岸（野津又川・皿川との合流地点付近）、現在の勝山市荒土町妙金島。福井藩領、勝山藩領、福井藩領所、幕府領と領主は変遷した（当時は幕府領）。また九頭竜川の流路が変わるたびに村民も居住地を変えた。○地頭：代官（旗本）か。

〔現代語訳〕

享保（一七一六―一七三五）の頃、越前で洪水があった時のこと。勝山の近く、妙金島村に弥兵衛という豪農がいた。その弥兵衛の家に、家が浸水してしまったという村内の小百姓が幼子を連れてやってきた。弥兵衛の妻は、小百姓から「どうか、この子をここに置かせてくださいませ」と頼まれ、幼子を家に置いて預かっていたのだが、洪水は治まらず、弥兵衛の家も浸水しはじめた。弥兵衛の妻は、家の中にいられなくなり、家の外へ避難することにした。この時、弥兵衛の家には、小百姓から預かった幼子のほかに弥兵衛夫妻の幼子が二人いた。そこで弥兵衛の妻は、わが子の一人を背に負い、もう一人の手を引き、小百姓の子は胸に抱いて避難をはじめた。しかし、避難している最中に水かさが増え、そこで進退窮まってしまった。もはや弥兵衛の妻一人ではどうしようもなかった。弥兵衛の妻に三人の子みなを助ける手立てはなく、わが子の一人をその場に置き去りにし、預かっていた小百姓の子の命を救ったそうだ。

水が引いた後、弥兵衛は妻から事の顛末を聞くと、大いに喜んだ。「もし、小百姓の子を見捨てて我が子を助けていたら、小百姓夫妻に申し訳がたたく、お前も非難をまぬがれなかつたらう。よくやった」と妻を褒めたたえたそうだ。実に、夫婦ともども、下民にはたぐいまれな行動だということで、弥兵衛夫妻には、地頭からも褒美が下されたそうだ。

（堀井雅弘）

上巻―第五話

一直井清右衛門ハ、力量、早業、劍術モ勝レタレバ、己カ能ニホコリ、万事我侪多ク、江戸表ニテモ御制禁ヲ犯シ、狼藉ノ事アリシ故ニ、川北ノ在辺ニ蟄居仰付ラレタルニ、此内ニモ、長畝川ニテ丸岡ノ士ト口論シ、大勢殺害セシ故、福井ヘ召返サレ、暫ク三ノ丸内ニ差置レタルガ、イヨ、我侪ツノリタル故、御成敗可被仰付トテ、聞ユル手ダレ者ナレバ、放シ討ニテハ人ヲ損ズベキ間、組伏可討取トテ、円乗彦左衛門ヲ組手ニ定メ、介添ニ御徒ノ者ヲ付ラレ、警固ニハ者頭下山藤兵衛、組ノ者ヲ召ツレ、屋鋪ヲ固メ、或暁ニ忍入、直井カ不起トコロヲ無難取テオサエシニ、御徒ノ者跡ヨリ乱レ入、直井ハ上カ下カト辞ヲカクレバ、直井氣早ナル者ナレバ、組シカレナガラ直井ハ上ゾト答シカバ、御徒ノ者、上ナル円乗カ首ノ骨半バ打落シケレバ、其サワギニ、直井ハ子返シテカケ出レトモ、警固ノ下山、追取巻テ討止メタリ、円乗ハコトナル大兵ナレバ、首半分切レナガラ、自ラ額ヲカ、へ、後ニ其辺ニ有合タル貫差テ首ヲク、リ付、帰リテ療治シ、無程平癒シタリ、其場ノ様子、御徒ノ者ハヤマリテノ仕損ニテ、円乗ニ少ノ不覚モナケレバ、御懇意ノ趣トモノ由

〔校訂〕

①大勢殺害シ、故↓⑤大勢殺害セシ故 ①福井へ召帰サレ↓⑤福井へ召返サレ

〔注釈〕

○直井清右衛門：『越前人物志』の「円乗彦左衛門」の項に同一の逸話が引用され、ここでは「直江」とある。また同書に引用されている参考史料によれば「直江庄右衛門兼忠」で祖父は直江兼統、忠昌代に召し出されたという。○川北ノ在辺：川は九頭竜川か。在辺は片田舎。○蟄居：刑罰の一種。閉門（門を閉ざさせて出入を禁止する）の上、一室に謹慎させる。○長畝川：長畝村（丸岡城の北、竹田川の左岸）に由来する竹田川の地域呼称か。○放シ討：成敗の形態の一種。成敗の対象者にも応戦の機会を与える。○円乗彦左衛門：『越前人物志』に項目があり、光通代に召し出され、続く昌親代の延宝五年（一六七七）二月に卒したとする。次代は高松新兵衛で、それから五代後の彦蔵が円乗に復姓している（『福井藩士履歴1〜6』福井県文書館、二〇一三〜二〇一八年。以下『藩士履歴』）。○者頭：物頭。士分の番方。足軽大将として兵卒を統率する。○下山藤兵衛：三〇〇石（光通給帳）。○氣早：本来はせつかちの意であるが、ここでは機転が利く、（悪）知恵が働くの意か。○貫：柱を横方向に貫く補強材。

〔現代語訳〕

直井清右衛門という者は、力があり、素早く、剣術にも優れていたのです。その能力をいいことに、ことあるごとにわがままを通していった。江戸でも、幕法を犯し、狼藉を働くという始末だったので、九頭竜川の北の片田舎に蟄居を仰せ付けられることになったのであるが、刑に服している最中にもかかわらず、長畝川で丸岡の家士と口論し、大勢を殺害するという事件を起こしたため、福井に呼び戻されることになり、しばらくの間、三の丸に留め置かれていた。しかし、そこでまた、今度はより一層、わがままを募らせたため、ついに藩主から御成敗が仰せ付けられた。清右衛門は世に聞こえた手練れの者である。放討で斬り合いになれば、討手が返り討ちにあうおそれがあった。そこで組み伏せて討ち取ることになり、円乗彦左衛門

を組手に命じ、御徒歩の者を介添に付け、者頭下山藤兵衛と配下の組の者に屋敷を固めさせた。

こうして夜明け前、清右衛門の屋敷に忍び込み、はじめに彦左衛門が眠っていた清右衛門を難なく取り押さえた。つづいて御徒歩の者が寝間になだれ込み、二人の影に「清右衛門は上か下か、どっちだ」と声をかけた。清右衛門は機転も利く者だったので、彦左衛門に組み敷かれながら「直井は上だ」と答えた。それを聞いた御徒歩の者が刀を振り下ろすと、刃は彦左衛門の首の骨のあたりまで食い込み、あやうく首を打ち落としかけるところであった。味方同士でそうこうしている間に、清右衛門は彦左衛門を突き飛ばして駆け出したが、そこは藤兵衛と組の者が警固していたため、追いかけて討ち止めた。

彦左衛門は、とりわけ大きな体をしていたので、首の半分までを斬られながら、自分で頭を支え、ありあわせの貫を首の後ろに差し込み、頭を固定しただけで、帰って療治した。すると、程なくして傷は癒えた。

彦左衛門は組手の役目を全うすることができなかったが、それは御徒歩の者が早まったためであり、彦左衛門には少しも落ち度はなかったため、藩主からもねぎらわれたそう。

（堀井雅弘）

上巻―第五六話

一 忠昌公御打物持ニ、勝レタル大兵アリ、江戸ニテモ無双男ニテ、第一眼逆サマニ裂上リ、サモスサマジキ眼色ナレバ、名ヲ目玉孫左衛門ト付ラレテ、殊ノ外ナル御秘蔵ナルニ、或時下馬ニテ公儀ノ同心ト口論シ、御上ヘ対シタル事故別シテ惜ミ玉ヘトモ、無是

非御扶持召放サレ奉公御構ナルニ、一兩年過テ、伊達政宗侯ニ罷有由聞シ召、殊ノ外ニ怒ラセ玉ヒ、政宗侯ハ兼テ御互ニ御スリ合被成間ナレバ、一入ニ御腹立ニテ早速御付届有シカバ、彼方ニテモ御大法ノ事ナレバ、不及是非可相渡由ナリ、定テ渡サル、トテモ、イカナル意地アリテ一通ニテハ有マジキ故、誰カ可遣ト御撰ミアリテ、粕谷彦左衛門ニ仰付ラレ、御含ル、ヤウハ、政宗一通ニテハ渡スマジキ故、大切ノ使ナリ、定テ縄付ニテ可渡ヤ否ヤト可承間、其俣ニテ渡シ候ヘト申テ、渡手ノ眼前ニテ踏倒シ、縄ヲカケヨトノ御意ナリ、途中警固トシテ、足輕二十人差副ラル、伊達家ニテハ、此度相渡サル、事残念ナレトモ、不及是非、先方ノ使、受取タリト辞ヲカクレバ、モハヤ此方ノ手ヲ離レタ事ナレバ、其時何トゾ手柄次第、受取人ヲモ切殺シテ立退ケヨトノ事ナル由、浩テ約束ノ日ニ至レバ、粕谷仙台侯ニ至リ、御口上ノ趣相違、彼方ニテモ一通ノ御返答ヲワリテ、如案縄付ニテ御受取可有ヤトノ事故、其俣ニテ御渡候ヤウニト申セバ、然ラハ玄冠前、路次ヨリ召連可出候間、アレヘ御向ヒ候ヤウノ事ニ付、粕谷其所ニ向ヒケルニ、路次ヲ開テ出ルヲミレバ、六尺余長ノ大男、眼逆サマニ裂ケ、ダテ染ニ紅裏ノ小袖ヲ着、四尺斗ノ刀ニ、三尺斗ノ脇差ヲ横タヘ、取次ノ士指添テ出ル、粕谷側ニ立ヨレバ、取次之上、御渡申ト辞ヲカクレトモ、兎角シテ返答モナク、右ノ小腕ヲシカト取、請取候ト云トヒトシク、振ハナサント獅子ノ怒ヲナシタル所ヲ、チツトモ動ゼズ、取テ引伏セ、造作モナク取固メ、縄ヲカケントシタル処ニ、余リニ残念ノ余リニ何者カシタリケン、後ノ

方ワヤ、ト騒トヒトシク、馬ノ如クナル唐犬、齒ガミヲナシテカケ来リ、粕谷ガ目玉ヲ押ヘテ居タル尻ノアタリヲ、ガバト喰付シニ、粕谷少モ騒ガズ、少シカミタルヤウニ見ユレバ、犬ノ齒喰込テ、抜ントスレトモ抜ケズシテ、犬ハ繫キタル如クナレバ、シヅ、ト縄ヲカケテ引立サマニ、片手ニテ犬ノ口バシヲ取テモギハナシ、振上テ白洲ヘ打付ケレバ、犬ハ即座ニ血ヲ吐テ死タリケル、見ル人、粕谷ガ勇力ノ程コソ恐レケル、忠昌公、別テノ御機嫌ニテ、此時五十石ノ御加恩アリシトゾ

〔校訂〕

①チツトモ動かサズ↓⑤チツトモ動ゼズ

〔注釈〕

○御打物持：「御打物」は刀劍、鎗など打ち鍛えて作った武器。御打物持は奉行などの役職ではなく、武器を捧げ持つ近習などを指すか。○目玉孫左衛門：「忠昌給帳」には「孫左衛門」の名を持つものは見えない。○奉公御構：出奔した家臣を追放した上で、他藩他家での召抱えを認めない罰。○伊達政宗：一五六七〜一六三六。初代仙台藩主。ここに見えるエピソードのあった時期は、忠昌の福井相続（元和九年・一六二三）から政宗の死去（寛永一三年・一六三六）の間。○粕谷彦左衛門：「忠昌給帳」に「百五十石 粕谷五郎左衛門」が見える。○手柄：ここでは「腕前、手並」の意。○伊達染め：派手な色に染めている着物。○紅裏（もみうら）の小袖：紅絹（もみ）を裏地に使った小袖。紅絹は真っ赤に無地染めにした薄地の平絹。

〔現代語訳〕

忠昌公の御打物持に、優れた大兵があった。江戸でも並ぶ者のない男であつて、とりわけ眈（まなじり）が裂け上がるような鋭い目をしていたので、

忠昌公は「目玉孫左衛門」と名をお付けになってたいへん重用されていた。その孫左衛門があるとき江戸城内の下馬所にて、幕府の同心と口論となつた。お上へ対してのことであるので、忠昌公はたいへん惜しまれたが、仕方なく孫左衛門の扶持を停止され、追放のうえ他家への仕官を禁止した。

ところが一、二年過ぎて、孫左衛門が伊達政宗侯に仕えていると忠昌公がお聞きになり、たいへんお怒りになった。政宗侯とはこれまでお互いに接することも多かつたので、なおさらご立腹なさつて、すぐさま連絡したところ、先方でも幕府の御法に触れたことであるので仕方ない、忠昌公へお渡しすべきことであつた。忠昌公は、おそらく渡されるとはいつても、まだ執着する気持ちがあつて、すんなりとはことが運ばないであろうから、誰を使者にするのがよいかとお考えになり、粕谷彦左衛門にお命じになつた。忠昌公が粕谷に言い含められるには「政宗はすんなりとは渡さないとあろうから、よく考えて使者として出向くように。おそらく『縄で縛つた上で渡したら良いか、どうか』と問われるであろうから『そのままお渡しください』と伝えて、渡手の目の前で踏み倒し、縄を掛けよ」とのお考えであつた。さらに途中の警護として足軽二〇人をお差し添えになつた。一方伊達家では、今回孫左衛門を渡さねばならないことは残念ではあるけれども、仕方のないことである。先方(福井)の使者が「受け取つた」と言葉が発すれば、もはやこちら(仙台)の手を離れてしまった後のことなので、その時はもはや孫左衛門の手並み次第である、受取人をも切り殺して相手を取れよ、ということになつた。

こうして約束の日となり、粕谷は仙台侯邸へ出向き、型どおりの挨拶を述べたところ、先方も一通りの返答をした後、思ったとおり「縄付きでお受け取りになるかどうか」と尋ねられた。粕谷は「そのままお渡しくださるよう」と申したところ、「それでは正面からではなく玄関前の路次から連れて参りますので、そちらへおまわりください」とのことであつた。粕

谷がそこへ向かうと、路次に面した裏門を開いて、そこへ出てくる者を見るに、六尺余り(一八〇センチメートル以上)の身長で臍が逆さまに裂け上がった大男が、派手な色に染め、裏地が真っ赤な小袖を着て四尺(一二〇センチメートル)ほどの刀に、三尺(九〇センチメートル)ほどの脇差を差して、取次の侍に付き添われて出てきた。粕谷がそばに近づいたところ、取次の侍は「お渡しします」と言葉を掛けたが、粕谷はどうこうと返答することもない。粕谷が孫左衛門の右の前腕をしっかりとつかみ「受け取つた」と言うやいなや、孫左衛門は振り離そうとして獅子の怒つたような形相を見せたが、粕谷は少しも動ずることなく、捕らえて引き伏せ、苦もなく取り押さえ、縄を掛けようとした。そこへ余りにも残念だつたため何者かが生じたのであろうか、後ろの方がザワザワと騒がしくなると同時に、馬のよいうな唐犬が歯を噛みながら駆けてきて、粕谷が目玉孫左衛門を押さえていた尻のあたりにガブツと食いついた。粕谷は少しも騒がず、少し力んだように見えた。すると食い込んでいる犬の歯が抜こうとしても抜けず、犬は繋がれたようになつてしまったので、静かに孫左衛門に縄を掛けて、引き立てようとしたときに、片手で犬の口の端を掴んでもぎ離し、振り上げて砂利敷きの地面に打ちつけたところ、犬は即座に血を吐いて死んでしまつた。見ていた人々は粕谷の勇猛さ、その怪力を恐ろしく思つた。

忠昌公はそのことをお聞きになつてたいへんご機嫌良く思われて、粕谷に五〇石の御加増があつたということである。

(田中伸卓)

上巻―第五七話

一 能谷小兵衛梅心、梅意之父也、伊達政宗公二仕へテ奥州仙台二

在シ時、若党六人聊怨ノ事アリテ、六人云合テ主人ヲ弑セント工
 ミシニ、已ニ其日ニ至リ、一人ノ若党ツク、思案シテ、主人ヲ
 弑セン事人倫ノ道ニ不非事ヲ不忍シテ、密ニカク、ノ趣ヲ主人
 ニ告シカハ、小兵衛其帰忠ヲ感シ、サラヌ体ニシテ、残ル五人ノ
 者トモ段々道ノ遠近ヲハカリテ使ヲ云付、一人ツ、帰ルニ任セテ
 奥ヘ招キ入テ、五人トモニ難ナク討止シトゾ、手討ノ致シ様ニ於
 テスグレタル様子、後來ノ鑑トモ可成事也

【注釈】

○熊谷小兵衛：「諸士先祖之記」に、光通代明暦元年（一六五五）に召し
 出された小兵衛正元が見える。正元は若年の時分は織田信雄、その後酒井
 雅楽頭（忠世・忠行・忠清のいづれか）、松平陸奥守（伊達政宗・忠宗のい
 づれか）に仕える。寛永一五年（一六三八）鳥原の乱で細川肥後守（忠利）
 の部隊に加わり戦功を挙げ、知行は九六〇石に増される。その後傍輩と
 口論を起し伊達家から追放されるが、光通によって福井藩に召し出され
 る。その子正長が梅心で、天和三年（一六八三）家督を継ぐ。その養子正
 容が梅意で、正徳五年（一七一五）家督を継ぐ。なお、正長については上
 巻第四〇話参照。○若党：武家の奉公人。

【現代語訳】

熊谷小兵衛（梅心、梅意兄弟の父。梅意は兄梅心の養子となる）は、伊
 達政宗公に仕えて奥州仙台にいた時、配下の若党六人が少し怨みに思うこ
 とがあつて、六人でしめし合わせて主人を殺そうと計画した。ところが実
 行する当日になって、一人の若党がよく考えるに、主人を殺そうとする、
 人としての道理にそぐわないことを忍びなく思い、ひそかに「このような
 計画でございませう」ということを主人に告げたところ、小兵衛はその若党

の考えを改めた忠心を賞賛し、そ知らぬふりをして、残る五人の者に、外
 出している道の遠近を考えて、使いに言いやって一人ずつ帰郷するように
 し、一人ずつ奥に招き入れて、五人とも難なく討ち止めたとのことである。
 手討ちを実行するさまは優れており、後世の手本ともなるであろう。

（田中伸卓）